⑶　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

［ア・イ　略］

［⑷～⑹　略］

［19～25　略］

別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～17　略］

18　17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の２に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること。

⑷　空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

［19～22　略］

23　22の欄は、次によること。

［⑴～⑹　略］

⑺　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

［⑻～⑽　略］

［24～37　略］

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９、第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～13　略］

⑶　携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

［ア・イ　同左］

［⑷～⑹　同左］

［19～25　同左］

別表第二号の三第１　［同左］

［様式同左］

［注１～17　同左］

18　［同左］

［⑴・⑵　同左］

［新設］

⑶　［同左］

［19～22　同左］

23　［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

［⑻～⑽　同左］

［24～37　同左］

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～13　同左］